

連載

第11回

建て替え・新築移転案件から派生する 課題とその解決 E医療機関の場合

～産婦人科医療機関の存続と指定管理者制度①～

はじめに

今回は、ちょっと視点を変えた話をしたいと思います。

ちょっと前になりますが、某市が産婦人科の医療機関が市内にないように、唯一存在した医療法人の産婦人科へ相談と打診をして、指定管理者制度を活用して、市立産婦人科医療機関を移転新築し、市内に存続させることができたケースを記述したいと思います。

私が知る限りでは、その時点で、単独の産婦人科の医療機関が市の指定管理者で開設したケースは、他には見当たらなかったと記憶しています。

最初に、少々産科婦人科領域の話をしますと、2024年6月に発表された厚生労働省のデータでは、わが国の合計特殊出生率（1人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標）は低下し（2023年：1.20で過去最低）、2023年の出生数は727,277人で、2022年より43,482人減少しています。

また、一方で、医療供給側となる出産を主とする産科+婦人科の医療機関の動向は、2023年10月1日の「医療施設調査」では、病院（婦人科のみを除く）が1,254施設、診療所（婦人科のみを除く）が3,092施設で、合わせて4,346施設になっており、単純換算

で1施設あたり167.3件／年の出生数となります。

これをちょうど、冒頭に挙げたコンサルティング時のデータである2014年と比較してみると、合計特殊出生率：1.42、出生数：1,003,609人であり、供給側は病院：1,387施設と診療所：3,619施設を合わせて5,006施設となっています。

その間の約10年間で出生数が276,332人（▲27.5%）減少し、供給側は病院が133施設（▲9.6%）の減少、診療所は527施設（▲14.6%）の減少で、合わせて660施設（▲13.2%）の減少となり、1w施設あたりに単純換算すると200.5件であり、平均で33.2件／年（▲16.6%）の減少となっています。

出生数の減少傾向が背景になって、それに伴い産婦人科の医療機関も経営・運営が厳しくなり、減少している動向が一目瞭然に分かります。特に産科の受け皿となる医療機関が不足していくことが理解できると思います。

余談ですが、2006年を境に産婦人科の医師は増えており、また、婦人科の医療機関は増加傾向となっています。しかしそのうえで、今後も厳しい産科領域の医療機関の存続に関しては、地域医療の観点からも見守り、本気の検討が必要と考えます。

別表 E医療機関のプロフィール

1. 所在地：北甲信越地方
2. 開設者：医療法人社団➡指定管理者制度による市への移管
3. 病床規模：30床未満から19床有床診療所への移行
4. 病床（棟）種別：一般病床
5. 診療科目：産科・婦人科・内科・小児科 ほか
6. その他：産科メイン診療体制
7. 医療機関建て替え・移転新築の背景：
①市内での産科医療機関の存続を考え、②市における指定管理者制度の導入
③産科婦人科医療機関の移転、④病院から有床診療所への移行 ほか
8. 建て替え・移転新築コンサルティング依頼内容：
①医療法人社団からの依頼、②某市・医療法人との3者協議の定期的開催、③某市立産婦人科医療機関に関する基本構想策定書の作成、④事業計画の策定と概算見積額の算出、⑤指定管理基本協定書への支援、⑥設計業者選定の支援および設計打ち合わせ、⑦行政手続関係の支援、⑧建設定例会への参加 ほか

E医療機関のコンサルティング

相談依頼があったのは、医療法人社団のE医療機関からでした。

理事長からは、「老朽化した建物を新築しないとダメなのだが、実情、産婦人科では病院経営を続けるのは無理で、有床診療所にして建て替えを考えているが……」という話がありました。

実際に初回面談の際に、建物全体から待合室と受付周辺、トイレ、そして診察室、検査室などの院内状況を見ましたが、昨今の産婦人科の医療機関を想定すると、非常に厳しく、古さや薄暗さなどを感じ、現状にはマッチしていない雰囲気でした。新築計画をするのも当然と感じました。

また、病院から有床診療所への移行に関しても、理事長の話や現状の経営や運営状況を聞く限りでは、病院での産婦人科の継続は困難と理解しました。

そんな中、理事長の口から「指定管理者制度には詳しいですか?」、「実は市から打診があり、それから今回の新築計画を具体

的に考え出したのです……」という相談に、話が広がっていったのです。

その話の概要は、「現在市で都市開発を進めていて、その中にE医療機関の開設地が含まれるので、移転をお願いされた。市内には産婦人科、特に出産を行える医療機関がE医療機関だけで、県南地域でも他になく、市外または県外への移転は困る。そのため、市内の産婦人科の存続を第一に考えなければならぬと市議会で決まり、市内に代替地を用意するだけでなく、病院管理者制度を活用して、市立の産婦人科医療機関として、新たに移転新築をして開設してもらう方向となった。そして当該理事長にその運営を依頼することになり、市から理事長へ直接の打診があった」とのことでした。

ちょうど建物の老朽化と病院経営の継続に悩んでいた理事長には、とんでもないタイミングで、思わぬ“きっかけ”をもたらす打診でしたが、病院管理者制度を含め、具体的にどう進めてよいか、相談する相手を探していたところだったのです。

(次号へ続く)